

議案第 15 号

橋本都市計画事業中心市街地第一地区土地区画整理事業の終了に伴う関係条例の整理に関する条例について

橋本都市計画事業中心市街地第一地区土地区画整理事業の終了に伴う関係条例の整理に関する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和 5 年 11 月 27 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本都市計画事業中心市街地第一地区土地区画整理事業の終了に伴う関係条例の整理に関する条例

(橋本都市計画事業中心市街地第一地区土地区画整理事業の施行に関する条例の廃止)

第 1 条 橋本都市計画事業中心市街地第一地区土地区画整理事業の施行に関する条例(平成 18 年橋本市条例第 194 号)は、廃止する。

(橋本市土地区画整理事業基金条例の廃止)

第 2 条 橋本市土地区画整理事業基金条例(平成 31 年橋本市条例第 16 号)は、廃止する。

(橋本市再開発住宅設置及び管理条例の一部改正)

第 3 条 橋本市再開発住宅設置及び管理条例(平成 18 年橋本市条例第 211 号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
(入居資格) 第 4 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者で、かつ、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でない者を再開発住宅へ入居させることができる。 (1) <u>令和 3 年 7 月 9 日付けで和歌山県知事から土地区画整理法第 103 条第 4 項の規定による換地処分</u>の公告があったことにより終了した橋本都市計画事業中心市街地第一地区土地区画整理事業の施行区域内に居住する借家人等で、同事業又は密集住宅市街地整備促進事業の施行に伴う住宅困窮者であると認められる者並びにこれらの事業に関連して緊急に整備が必要な公共施設の整備事業及び中心市街地活性化のための事業の施行に伴う住宅困窮者と認められる者 (2) 略	(入居資格) 第 4 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者で、かつ、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でない者を再開発住宅へ入居させることができる。 (1) 橋本都市計画事業中心市街地第一地区土地区画整理事業の施行区域内に居住する借家人等で、同事業又は密集住宅市街地整備促進事業の施行に伴う住宅困窮者であると認められる者並びにこれらの事業に関連して緊急に整備が必要な公共施設の整備事業及び中心市街地活性化のための事業の施行に伴う住宅困窮者と認められる者 (2) 略

(橋本市地域優良賃貸住宅設置及び管理条例の一部改正)

第 4 条 橋本市地域優良賃貸住宅設置及び管理条例(平成 30 年橋本市条例第 42 号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
(用語の定義) 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(6) 略 (7) 事業対象者世帯 <u>令和 3 年 7 月 9 日付けで和歌山県知事から土地区画整理法(昭和 29 年法律第 119 号)第 103 条第 4 項の規定による換地処分</u>の公告があったことにより終了した橋本都市計画事業中心市街地第一地区土地区画整理事業の施行に伴い、再開発住宅に入居した入居者又はその同居人を含む世帯をいう。 (8)・(9) 略	(用語の定義) 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(6) 略 (7) 事業対象者世帯 橋本都市計画事業中心市街地第一地区土地区画整理事業(橋本都市計画事業中心市街地第一地区土地区画整理事業条例(平成 18 年橋本市条例第 194 号)第 2 条に規定する橋本都市計画事業中心市街地第一地区土地区画整理事業をいう。)等の事業の施行に伴い、再開発住宅に入居した入居者又はその同居人を含む世帯をいう。 (8)・(9) 略

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。